

条例要綱案（7月17日共有）からの変更点

1 景観資源の考え方

本検討会議における案文	事前共有要綱案
(1) 事業区域を顕著に視認することができる眺望場所が存在し、又は設置予定場所の周辺に景観資源がある場合には、眺望場所からの太陽光発電施設の視認状況又は景観資源と設置予定場所が混在する風景が分かる想定写真等の資料を作成し、市長に提出すること。 (2) 略 (3) (1)の「景観資源」とは、網走国定公園、オホーツク海の流氷その他の市が永く保護していくべきものとして規則で定める景観をいう。 (4) (1)の資料により太陽光発電施設の設置による景観への影響が懸念される場合に、次に定める事項その他の対策を講ずることにより、社会通念上必要と認められる程度に、景観への配慮がされていること。 (次に定める事項 略)	(1) 事業区域を顕著に視認することができる眺望場所が存在し、又は設置予定場所の周辺に景観資源がある場合には、眺望場所からの太陽光発電施設の視認状況又は景観資源と設置予定場所が混在する風景が分かる想定写真等の資料を作成し、市長に提出すること。 (2) 略 (3) (1)の「景観資源」とは、能取湖サンゴ草群生地その他の市が永く保護していくべきものとして規則で定める景観をいう。 (4) (1)の資料により太陽光発電施設の設置による景観への影響が懸念される場合に、次に定める事項その他の対策を講ずることにより、社会通念上必要と認められる程度に、景観への配慮がされていること。 (次に定める事項 略)

(委員との再調整)

委員曰く、自分が申し入れた意見は、「網走湖、網走国定公園、オホーツク海の流氷」の全域を景観資源とするのは広すぎるという趣旨ではない。網走市にはほかにもたくさんの景観資源があるのに、能取湖サンゴ草群生地のみを例示とすることは本意ではない。第6回検討会議で上程された「網走湖」は網走国定公園に含まれるので省いてはどうかということだ。

そこで、網走国定公園、オホーツク海の流氷を例として示しつつ、今後、市当局において、市が永く保護していくべき景観を研究し、条例施行までに規則で定めることとした。

2 事業計画書の記載事項の追加

第8

3 事業計画書に次に掲げる事項を記載しなければならないこと。

(7) (新規追加) 太陽光発電事業の実施に伴う自然環境への負荷をできる限り低減するための取組みに関する事項

(問題意識) 第5条のゾーニングの区域外においても、事業主に対し、事業の実施の環境負荷（希少な野生動植物への影響等）をできるだけ小さくすることを求めているかどうかとの笹木副会長の考えが発端。事業計画書に上記(7)を記載させることとしたもの。許可基準（第9条）の「(5) 電気事業法その他の法令及び条例に適合すること。」の限りで、審査するという整理をした。

なお、この法令及び条例には、種の保存法や、北海道自然環境等保全条例も含まれる。